平成２３年（フ）第１１１３号
埼玉県新座市東１丁目８番13―307号
破産者　津留まるみ（旧姓渡）
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
神奈川県厚木市林２丁目33番15号
破産者　大須賀一成
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１０号
神奈川県秦野市弥生町６番20号　コーポ鈴木101号
破産者　廣田　　智
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４３０号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目15番15号　ハビテーションＷＡＤＡ207号
破産者　大村　清一
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１号
新潟県上越市春日野２丁目８番37号　セピアハイツＢ203号
破産者　西條　隆啓
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３０号
山梨県甲府市北口２丁目13番12号
破産者　秋山　邦彦
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
三重県名張市元町265番地
破産者　水谷　泰三
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０９５号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目14番８号
破産者　坂田　治夫
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７４号
大阪市旭区清水４丁目３番５―616号
破産者　石垣あや子
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２４号
大阪府東大阪市善根寺町１丁目３番10号
破産者　吉川　秀樹
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７０号
大阪府枚方市宮之阪２丁目５番60―208号
破産者　有冨　孝一
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１号
大阪府松原市一津屋３丁目３番11―307号
破産者　木村　秀一
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
堺市南区竹城台１丁２番11―408号、前住所
堺市南区三原台２丁４番１―208号
破産者　入星　美輝
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８０９号
大阪府羽曳野市西浦５丁目612番地、前住所
大阪府羽曳野市西浦６丁目１番１号
破産者　佐々木　悟
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
愛媛県松山市小坂５丁目13番19号　ユーミーＫ、開始決定時の住所愛媛県松山市南吉田町328番地５
破産者　橋本　久子
1　決定年月日　平成23年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
北海道登別市登別東町４丁目10番地10
破産者　元山　晴雄
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
盛岡市上太田田中留80番地１
破産者　冬澤　美好
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部